

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この要綱は、広島山岳会における山岳遭難事故の防止及び遭難事故が発生した場合における対応方法について必要な事項を定め会員の安全登山に寄与することを目的とする。

第 2 条（用語の提議）

- (1) 会とは、広島山岳会をいう。
- (2) 会長とは、広島山岳会の会長をいう。
- (3) 管理山行とは、例会山行や合宿等の広島山岳会が企画した山行をいう。
- (4) 例会山行とは、会が企画した月例の山行をいう。
- (5) 山岳保険とは、登山する者が遭難した、もしくは遭難した可能性がある場合、それを検索するために必要な経費を補てんする保険または共済をいう。

第 2 章 会員の責務

第 3 条（会員の心がけ）

- ① 登山は幅広い年齢層に支持される健全なスポーツである反面、いったん事故が発生したならば、フィールドが自然界の中であることから、その対応に困難を極めることが多い。会員はこのような状況を踏まえ、次の各号を基本に安全登山を心がけなければならない。
 - (1) 家族の理解を得ておく。
 - (2) 装備・服装を整えておく。
 - (3) 体力を養成しておく。
 - (4) 技術を習得しておく。
 - (5) 最新知識を得ておく。
 - (6) 計画は有事の際を想定し、万全にしておく。
 - (7) リーダーシップを発揮する。
 - (8) メンバーシップを発揮する。
 - (9) いい仲間を常に育成しておく。
 - (10) 山岳保険に加入しておく。
- ② 安全登山をするためには、次の 4 品は必ず携行すること。
 - (1) 雨具
 - (2) 照明器具（ヘッドランプ等）
 - (3) 水筒
 - (4) 通信機器
- ③ 技術と経験があっても中高年の体力は下降線をたどっていることを認識すること。

第 3 章 登山計画書

第 4 条（登山計画書の提出）

- ① 次の各号に定める山行をしようとする者は、会長に対し登山計画書を提出しなければならない。

- (1) 広島県外もしくは、行動区域が広島県外を含む山行。
 - (2) 広島県内の登山で、ピッケル、アイゼン、ロープ等が必要になる山行。ただし、会の計画する例会山行等で行程等が事前に公表されたものについてはこの限りでない。
 - (3) 個人山行。ただし、他の山登り団体等に包括されて、別途山行計画書が提出される場合を除く。
- ② 登山計画書は、所轄行政機関（警察、役場等）にも提出すること。ただし、受付窓口が設けられていない山域についてはこの限りでない。
 - ③ 登山計画書には、次の内容を記載するものとする。
 - (1) 目的山域
 - (2) 登山形態及び行程
 - (3) メンバー表（住所、氏名、年齢、生年月日、緊急連絡先、山岳保険加入の有無）
 - (4) 装備表
 - (5) 食料計画
 - (6) 携帯電話番号（所有している者に限る。）

第5条（下山の報告）

登山計画書を提出した山行を終え下山した者は、直ちに下山報告を行わなければならない。

第6条（山岳保険未加入者の会山行への参加制限）

山岳保険等に参加していない者は、次の管理山行に参加できない。

- (1) 広島県外の山域にかかる山行。
- (2) 岩登り山行。ただし、トップロープ方式の岩登りにあつてはこの限りでない。
- (3) 沢登り山行。
- (4) 積雪山域での登山で、ロープ、ハーネス等が必要となる山行。

第4章 山岳保険

第7条（山岳保険の選択）

- ① 会員は、山岳保険に加入する場合、保険金請求等の事務処理を一元化するため、同一の保険会社または同一の共済団体の山岳共済保険に加入するものとする。ただし、1人が2つ以上の保険に重複して加入する場合で2つ目からの山岳保険等はこの限りでない。
- ② 山岳保険金は、遭難捜索救助にかかる経費に充当する。

第5章 遭難対策講習会

第8条（遭難対策講習会の開催）

- ① 会は、遭難を防止するため、必要により遭難対策講習会を開催することができる。
- ② 前項の講習会を開催するため、会員を他団体の開催する研修会等へ派遣することができる。

第9条（研修会等への派遣にかか経費の補助）

前条第2項により研修会へ派遣される会員には、その経費の一部を会費の内から補助することができる。なお、補助金の運用基準は別に定める。

第6章 遭難対策積立金

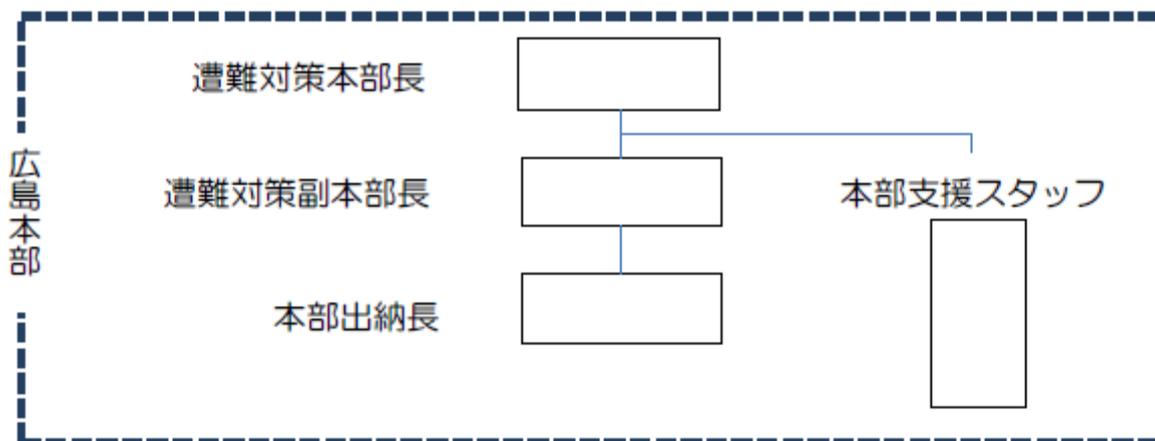
第10条（遭難対策積立金）

- ① 会は、会員の山岳遭難事故への初動対応のため、会費の内から遭難対策積立金（以下、積立金という。）を積み立てるものとする。
- ② 積立金は、遭難した会員、または、その法定相続人に対し、期間を決めて無利子で融資することができる。
- ③ 会長は、遭難した会員、または、その法定相続人の積立金融資申請を受けるとまがなく、且つ、緊急に捜索救助の初動体制を確立する必要があると認める場合は、会長は融資申請を代執行できるものとする。
- ④ 前項の貸付期間は、2年間を超えることはできない。
- ⑤ 積立金の積み立て目標額は100万円とする。
- ⑥ 積立金から発生した利子は元本に繰り入れる。
- ⑦ 積立金の支出の細部基準は別に定める。
- ⑧ 積立金の融資を受けた者は、山岳保険金が支払われた場合、速やかに全額返済するものとする。
- ⑨ 積立金の財源は、会費及び寄付によるものとする。

第7章 有事の際の体制

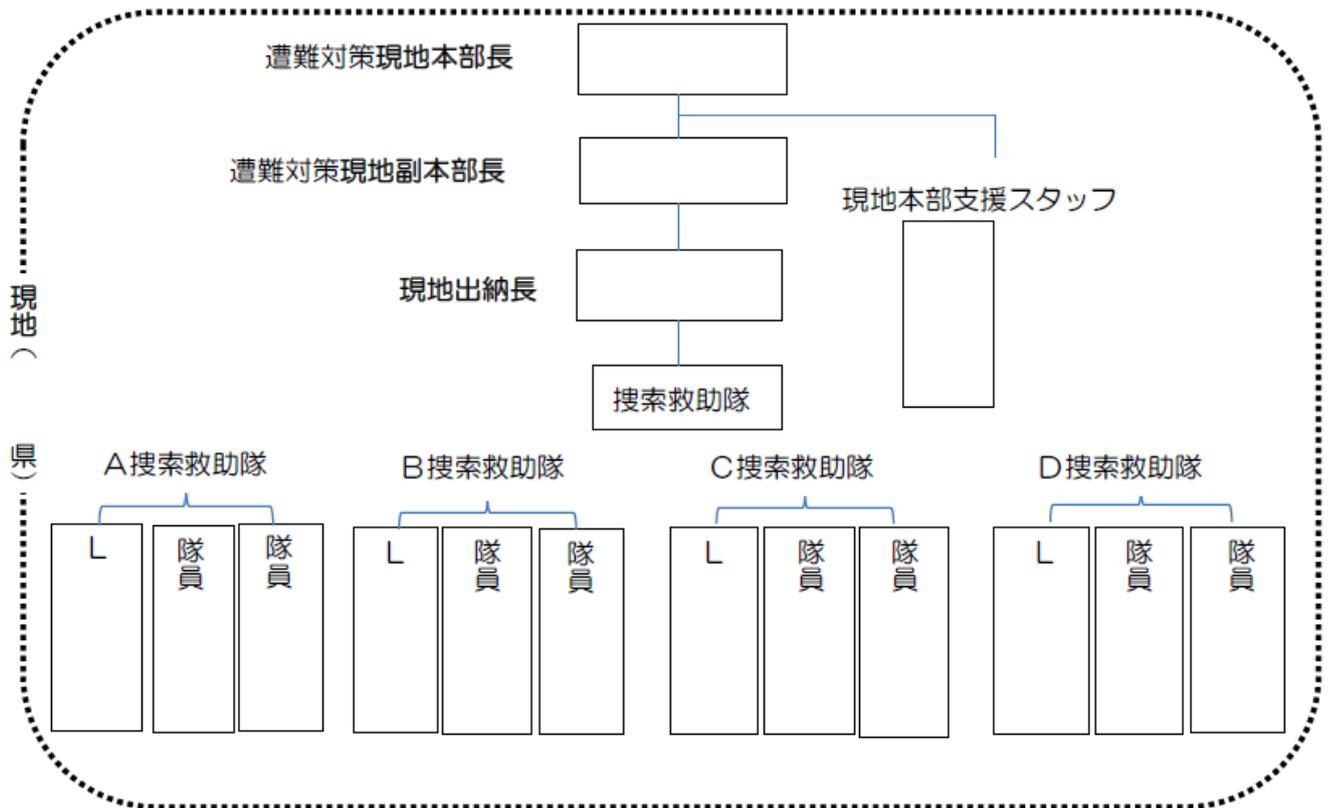
第11条（遭難対策本部）

- ① 会長は、会員が遭難し、または、遭難した恐れがある場合、緊急に遭難対策担当役員を招集し、必要により遭難対策本部（以下、本部という。）を設置する。
- ② 会長は、本部を設置した時は、可能な範囲で全会員に公表する。
- ③ 本部には次の担当者を置く。
 - (1) 本部長（遭難対策の全般を統括する。）
 - (2) 副本部長（本部長を補佐し、戦術を立案し必要により現地に赴く。）
 - (3) 出納長（本部の運営及び遭難捜索活動にかかる経費の収支を管理し、広報全般を担当する。）
- ④ 本部の組織は、次のとおりとする。



第12条（現地遭難対策本部）

- ① 会長は、必要により災害現地に現地遭難対策本部（以下、現地本部という。）を設置する。
- ② 現地本部の組織は、次のとおりとする。



第 13 条（前進キャンプ）

- ① 現地対策副本部長は、必要により現地山中に前進キャンプを設け、搜索隊の後方支援を行わせることができる。
- ② 前進キャンプには、指揮支援スタッフを 1 名以上配置する。

第 8 章 搜索救助隊の招集と条件

第 14 条（搜索救助のための会員の招集）

- ① 遭難対策本部長は、搜索救助活動への参加志願者を会員の中から招集し、現地での活動を依頼することができる。
- ② 前項の活動依頼は、遭難した会員又はその親族からの搜索救助要請が根拠である。

第 15 条（会員以外の搜索救助活動への参加と指揮系統について）

- ① 個人又は他の団体から、搜索活動への協力申し入れがあった場合、遭難した会員又はその親族からの搜索救助要請を根拠に、協力申し入れを受けすることができる。
- ② 山岳会から前項の協力申し入れ者に対し、現地での活動を依頼する場合にあっては、遭難した会員の親族が同席した上で行うものとする。但し、同席が困難な場合は、後日書面による追認に変えることができる。
- ③ 個人又は他の山岳団体の搜索救助活動と広島山岳会搜索救助活動は、相互に情報共有して活動するが、指揮系統は別系統とする。

第 16 条（搜索救助活動者の備える条件）

搜索救助活動に参加するものは、会員又は会員外を問わず、次の条件を備えたものとする。

- (1) 山岳保険に加入していること。
- (2) 自己責任での参加であることを理解していること。
- (3) 自己の家族の理解を得ていること。
- (4) 搜索活動にあっては、単独行動をしないこと。

第 17 条（本部等の縮小または廃止）

会長は、会員の搜索救助が完了したときは本部を廃止する。また、諸事情から継続して搜索することが困難になったときは、順次前進キャンプから体制を縮小し、対策本部のみを当面維持するものとする。

第 9 章 記録

第 18 条（遭難及び搜索救助活動の記録）

- ① 遭難対策本部長は、遭難の発生経緯及び搜索救助活動状況を記録させ、後日に報告書を作成するものとする。
- ② 前項の報告書は、山岳遭難事故の再発の防止に活用するものとする。

第 10 章 改正手続き

第 19 条（要綱の改正）

この要綱を改正する場合は、役員会の議決で改正することができる。

附則

第 1 条

この要綱は、平成 26 年 4 月 13 日から施行する。

広島山岳会遭難対策積立金運用基準（案）

第1条（目的）

この運用基準は、広島山岳会会員の山岳遭難事故の防止及び遭難事故が発生した場合における遭難対策積立金の支出方法等について必要な事項を定め、有事の際の初動対応の確立を図ることを目的とする。

第2条（用語の提議）

- (1) 会とは、広島山岳会をいう。
- (2) 会長とは、広島山岳会の会長をいう。
- (3) 山岳保険とは、登山する者が遭難した、もしくは遭難した可能性がある場合、それを検索するために必要な経費を補てんする保険または共済をいう。

第3条（積立金の管理）

積立金の管理は、会長が行うものとし、出納事務は会の会計担当理事が執行するものとする。

第4条（積立金の利用）

- ① 遭難した会員またはその親族（以下、遭難会員等という。）には、搜索救助の経費に充てる目的のため申請に基づき、積立金を融資することができる。
- ② 積立金の融資限度額は100万円とする。ただし、積立金残高が100万円に満たない場合は当該積立金残高の範囲内とする。

第5条（積立金の融資申請人）

積立金の融資申請人は遭難した会員とする。ただし、遭難した会員が申請することができない場合は、その親族（法定相続人代表者）で、会長に対し会員の搜索救助を要請した者とする。

第6条（積立金の返済）

- ① 前条の融資を受けた遭難会員等は、融資を受けた日から起算して、その融資額の5割を1年以内に、また、残りの5割を2年以内に返済しなければならない。
- ② 遭難会員等は、山岳保険金または生命保険金等を受け取った場合は、前項の規定にかかわらず融資額を一括して返済しなければならない。

第7条（積立金の申請方法及び融資手続き）

- ① 積立金の融資申請は、別記様式1の融資申請書にて会長あて申請するものとする。
- ② 会長は、融資申請を受けた場合速やかに役員会を招集し、融資の可否を決定するものとする。ただし、役員会を開催するいとまがない場合は、担当役員（副会長、理事長、副理事長、遭難対策役員）を招集し、その意思を決定するものとする。
- ③ 前項の審議の内容は、別記様式2により記録し、総会にて報告し、返済が完了するまで保存しなければならない。
- ③ 積立金の融資を受けたものは、別記様式3の借用書を会長あて提出するものとする。
- ④ 積立金の融資を受けようとする者が、第1項の融資申請書を作成するいとまがない場合は、会

長以外の役員が、遭難会員等の依頼を受けた上で、代筆により申請することができる。

⑤ 前記、代筆により申請融資後は、遭難会員等から速やかに借用書を徴収するものとする。

第8条（積立金の支出代執行）

① 会長は、積立金の融資を受けた遭難会員等から、融資金の出納事務を委託された場合は、役員の中から適任者を指定し、出納事務を執行させるものとする。

② 会長は、前項により積立金の出納事務を終了した場合は、遭難会員等に別記様式4の清算報告書を交付するものとする。

③ 前項の清算報告書は、会の監査委員の監査を受けるものとする。

第9条（資金前渡金の代行支出）

会長は、遭難会員等から捜索救助のための費用として、資金の前渡し（以下、資金前渡金という。）を受け、その出納事務を委託された場合は、前条の例により出納事務を行うものとする。その場合、積立金と資金前渡金とを明確に仕分けし、別々の清算報告書を作成するものとする。

第10条（要綱の改正）

この運用基準を改正する場合は、役員会の議決で改正することができる。

附則

第1条

この基準は、平成26年4月13日から施行する。

第2条

この基準は、施行後速やかに全会員に配布する。

遭難対策積立金融資申請書

平成 年 月 日

広島山岳会会長 様

申請者 住所 _____

氏名（自署） _____ ⑩

続き柄 _____

捜索救助対象会員名 _____

私は、広島山岳会遭難対策積立金運用基準の諸規定に基づき、積立金の融資を申請します。

融資申請金額 _____ 円也

遭難対策積立金の融資にかかる審議記録

1 役員会開催日時

平成 年 月 日 時 分～ 時 分迄

2 役員会開催場所

広島県 市 番 号 ()

3 出席役員名

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12

4 積立金残高（融資可能額） _____ 円

5 審議結果

賛成 _____ 人 反対 _____ 人で、融資は 可 否 決した。

6 積立金の支出指示

金 _____ 円を融資すること。 会長署名欄 _____ ⑩

7 会計担当役員（氏名

⑩)

広島山岳会遭難対策積立金借用書

広島山岳会会長 様

平成 年 月 日

借り受け人（自署）

住所 _____

氏名 _____ (印)

遭難会員との続き柄 _____

私はこの度、広島山岳会遭難対策積立金の融資を申請し、総額 _____ 円を無利子で融資を受けました。

ついては、下記の事項をお約束いたします。

記

（約束事項）

- 1 この融資金の使途は、平成 年 月 日に遭難した、会員 _____ の捜索救助にかかる経費のみに使用いたします。
- 2 この融資金の返済は、融資金総額の5割に相当する金額 _____ 円を1年以内に、また、残りの5割に相当する金額 _____ 円を2年以内にそれぞれ一括して返済いたします。
- 3 山岳保険または生命保険等の保険金の支払いを受けた場合は、上記期間にかかわらず、速やかに一括して返済いたします。

領収書等貼付欄

